

令和5年度第5回武蔵野市男女平等推進審議会 議事要旨

日 時：令和5年9月29日(金) 午後6時～8時05分

場 所：武蔵野市立男女平等推進センター会議室

出席委員：諸橋会長、生駒委員、伊藤委員、大島委員、大田委員、篠原委員、高丸委員、中村(邦子)委員、中村(敏子)委員、三上委員、渡辺委員

欠席委員：小林副会長

1 開 会

2 議題

(1) 前回の議事要録の確認

(2) 第五次男女平等推進計画中間のまとめ(素案)について

- ・第1章 計画の策定にあたって
- ・第2章 施策の展開
- ・第3章 基本目標ごとの基本施策・事業計画

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

3 その他

4 閉 会

【会長】 皆さん、こんばんは。第5回武蔵野市男女平等推進審議会を始めます。本日は事務局のほうで中間のまとめの素案を作っています。基本目標ⅠとⅡのところまで見ていきたいと思います。それでは前回の議事録の確認をしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。何かありましたら、後で御指摘いただければと思います。では、議事に入りたいと思います。

早速ですが、中間のまとめの素案ですね。第1章が策定に当たってですね。第2章が施策の展開、第3章が細かい中身になっていて、第3章の基本目標Ⅰ、基本目標Ⅱ、ここまで、42ページまでやればと思います。事務局から御説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 まず、目次があり、5ページから計画策定の背景となっております。これまでの会議でご意見があった内容を反映させた部分を網かけにし

ております。社会情勢、世界の動きの部分で、「G7諸国の中で同性婚や、婚姻と同等の権利を保障する制度を国レベルで導入していないのは日本だけとなっています。」、これを入れてはどうかという御意見がありましたので入れています。なお、選択的夫婦別姓制度が導入されていないということ、女性差別撤廃条約の選択議定書を批准していないという状態も書いてはどうかという御意見がありました。これらは市民の中にも様々な考え方があると思いますので、ここでは入れていません。G7の中で婚姻と同等の権利を云々のところは、市としても条例改正をしてパートナーシップ制度を導入した背景にある課題認識と明確につながりますので、入れています。

それから②コロナ禍の影響についてのところは、少し具体的に書いたらというご意見がありましたので、「女性の就業者が多いサービス業、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が悪化しました。また、全国的に女性の自殺率が急増したほか、DV相談件数も増加するなど、社会に大きな影響をもたらしました。」と書いています。

6ページです。配偶者からの暴力の防止、配暴法の改正があったはずだと委員からいただいていたところで、接近禁止命令の発令要件とか、身体への危害だけではなくて、心身に重大な危害を受けることもDVに当たるということが来年の4月から施行されるという改正ですので、そのことを入れています。

【会長】 ありがとうございます。何か御意見等ございますか。

細かいことですが、元号と西暦が併記して頂くと良いです。

【男女平等推進担当課長】 最終的には西暦と元号と併記の形でまとめたいと思います。

【会長】 はい、お願いいたします。先ほど言われた夫婦別姓とか、それから差別撤廃条約に関しての文言はいかがでしょうか。ちょっと入れたくはあるけどね。国連の女性の地位の委員会からの勧告もいろいろある。国連からこういうふう指摘されているというのは事実ですからね、そういうふうにして書いていただけると、多分、早晚、実現していく方向になると思いますので、先進的にここに書き込んでもらってもいいかなとは思いますが。

【委員】 議定書の件ですけれども、12月議会に陳情という動きがございますので、もしそれが通れば、ここに書かせていただくことも可能なのかなと思っております。

【会長】 なるほど。ちょっと様子見をしてもらいましょうか。

【委員】 夫婦別姓は、夫婦で同じ名前を名のるのは日本だけという状況をどこかに書き入れていただくと、いいかなと思います。

【会長】 差別撤廃委員会からも指摘もされているし、入れていただいているいいかなと思いますが、ちょっと御検討ください。

【男女平等推進担当課長】 検討させていただきます。

【会長】 よろしく。

【委員】 国際政治をやっていた者として、国連というのは集合体でしかなくて、絶対的なものではないのではないかという見方を私はしております。だから、国連で指摘されたということよりも、委員がおっしゃったような日本だけというのが、どここの部分で日本だけ、例えばOECDの中で日本だけなのか、G7で日本だけなのかとか、そういうくくりはあると思うんですけど、各国との対比は賛成なんですけど、国連に指摘されたとか、例えばアメリカの人権報告書で日本の何とかが指摘されたとか、いろいろな観点はあろうかと思うんですが、主権国家だし、ほかの国とか国際機関から指摘されたということをごれくらい武蔵野市の計画に盛り込むべきかなというのは、ちょっと考えてもいいのではないかなと思います。

【会長】 では、国連の名を語るよりも、むしろ、世界の中で、G7とかいうのはいいかなと思いますが。

【委員】 名前が変わると、研究者の成果を発表するのも旧姓併記になってしまうので、女性活躍という視点からも、認められたほうがいいと思います。

【会長】 そのとおりですね。

【委員】 同感です。

【男女平等推進担当課長】 昨年実施した男女平等に関する意識調査では選択的夫婦別姓については賛成の人が多かったので、肯定的な風土はあると思います。

【会長】 では、市民意識調査や女性活躍という側面から、夫婦を強制的に同姓にするのはいろいろと差し障りがあるというような形で、ぜひ入れていただく方向で検討ください。

【委員】 国の動向のところ、刑法改正での不同意性交罪のことは入れてもいいかと思っています。

【男女平等推進担当課長】 入れたいと思います。

【会長】 ほか、いかがでしょうか。

武蔵野市の取組も、こんな感じでいいですかね。前回以降、もうちょっと厚みが欲しいけど、こんなものか。条例改正、パートナーシップから行動計画、こんなものですかね。8ページの位置づけは、市の条例、国の基本方針、男女共同参画社会基本法、DV防止法、困難な問題を抱える女性への云々ということで、これが背景にあります。女性活躍推進も入っていましたね。よろしいでしょうか。それと兼ねているぞというのも入っています。

【男女平等推進担当課長】 事務局からよろしいでしょうか。

【会長】 はい、どうぞ。

【男女平等推進担当課長】 L G B T理解増進法では、計画の策定は市町村に求められていませんので、入れてありません。

【会長】 触れなかったんですね。これ、どうしよう、理解増進法は入れなくていいですか。法律としては、各自治体が入れなさいとはなっていないということもありますが、なので、計画の位置づけの中に位置づいていません。体系図にも、14、15ページですけど、これらの国からやりなさいと言われているものは網かけになっている。リプロに関してはちょっと別としても、女性活躍推進、DV防止、困難な問題を抱える女性となっています。L G B Tの理解増進法に関しては、これは位置づいていないということでもいいでしょうか。国の動きの中には触れています。それから、市の取組としても、新しく制度に結実しているということでよろしいでしょうか。何かありましたら、また御指摘いただければと思います。では、次に第2章です。事務局からまた御説明をお願いいたします。

【男女平等推進担当課長】 では11ページです。第1回の審議会のときに御議論いただいたとおりですが、計画の目指す将来像と計画の基本理念は、第四次計画と一緒にです。条例を分かりやすくしたものです。

続いて、12、13ページです。基本目標ごとに要点を短文でまとめています。Ⅰ、Ⅱは前回と同様ですが、基本目標Ⅲの「性的な被害」以下2行については困難女性支援法に関するところ、それから、「性的マイノリティーであることにより困難を抱えている人」に関連して、新しく、基本施策を設けていますので、その部分を書いております。

基本目標Ⅳの男女平等推進の体制づくりに取り組むまち、2行目に網掛けはありませんが、「本計画期間中に「男女平等推進センター条例」制定から10年を迎えます。

これまでセンターの果たしてきた役割を検証し、今後の課題・方向性について整理を行います。」と記載しています。男女平等推進センター条例が平成27年の12月に成立、平成28年10月に施行ですので、施行10周年というと令和8年の10月、このタイミングで、検証をすることを入れています。

14、15ページは体系図です。網かけ部分、男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーの向上は場所が移りましたという意味です。網かけはしていませんが、男女平等の視点に立った教育の推進となっています。前は学校教育の推進だったものを、学校だけではないということで、「教育の推進」に文言を変えています。

基本目標Ⅱの2は、第二次女性活躍推進計画に位置づけられているという意味の網かけです。

第三次配偶者暴力対策基本計画も法律に基づく計画、それから、困難な問題を抱える女性への支援に関する計画は、東京都や他自治体で計画が出来ているところがなく、名称は仮称にしています。他の様子を見て、名称を考えられたら良いと思っています。生涯にわたる性に関する健康施策の推進は、女性だけではないという議論がありましたので、この名前にしております。

【男女平等推進担当課長】 基本目標Ⅲの多様な人々の暮らしの支援の(2)高齢者・障害者の方への支援のところ、高齢者・障害者・ひきこもりの方への支援としています。ひきこもり女性のための女子会が新事業として入る予定です。

【会長】 なるほど。これは次回が検討の場所になりますけど、高齢者・障害者・ひきこもりの方への支援ということで、困難な人々に入るでしょうから、ここでどうかということで、これは後にまた御議論いただければと思います。

【男女平等推進担当課長】 基本目標Ⅲの多様な人々の安心な暮らしに向けた支援に、施策(3)性的マイノリティー等への支援とあります。LGBT理解増進法では、計画策定は市町村に求められていませんが、施策を策定することが求められており、施策(3)がこれに該当すると思います。

2章は以上です。

【会長】 ありがとうございます。

では、12、13、14ページ、15ページ、いかがでしょうか。

基本目標Ⅲについては、大分書き込んでいただきました。

何かありましたら、また、御指摘いただきましょう。施策でもんでいるうちに、こ

の項目も一つ加えてもいいのではないかと出てくるかもしれませんが、一応こんなふうに並んだということで御確認いただければと思います。

それでは、第3章に入って、目標のⅠとⅡを見たいと思います。では、18ページから、御説明いただきましょう。

委員さんと委員さんからも幾つか指摘をいただいております。では、事務局で御説明をお願いできますか。

【男女平等推進担当課長】 では、18ページは本文の表の見方です。「継続」、「充実」、「新規」と3つに区分しているのと、対象者は、「市民」、「事業者」、「市」としています。市は市役所内の取組という意味です。

19ページは、基本施策1の男女平等の意識づくりについて、現状と課題、施策の方向性をまとめており、これまでの審議会でのご意見を反映させています。

21ページをお願いします。男女平等の意識啓発で、事業が5つです。四次計画と多少の違いはありますが、基本的には同様です。3番、国際的理解を深めるための取組のところは、四次計画では、国際協力活動を行う団体を支援するという内容が含まれていましたが、団体の支援については外しました。事業の94番に男女平等の団体を支援に関する事業があるためです。

5番、「まなこ」発行と周知につきましては、「また、男女平等を推進するための情報誌として、より効果的な発行の在り方や発行方法について検討する」としました。計画期間5年間の中で取り組みたいと考えています。

施策(2)男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーの向上、事業番号6番です。四次計画の106番、基本目標Ⅳに入れていたものを、この場所に移しました。前は情報モラル教育という内容でしたが、「デジタル・シティズンシップ」という内容に変わっています。

続きまして22ページ、事業番号7、市の刊行物等における表現を適切に行うための取組です。事業名は同じですが、内容としては、「男女平等の視点に立った市刊行物等の表現の手引き」が新しくできましたので、それを活用して取り組んでいくという記載にしております。区分としては「充実」です。

23ページをお願いいたします。網かけはありませんが、施策の方向性の下3行、「また、子育て関連施設や学校の求めに応じて性教育やデートDV等に関する出前講座を実施する等」として、学校の中だけの取組ではなくて、外部講師の活用などのア

アイデアが、これまでの議論でございましたので、こういったことを書いております。

25ページをお願いいたします。事業番号8番、男女平等教育の推進についてです。学校の校則などの決まりについても書くべきではないかという議論がありましたので、「また、学校の決まりやルールが男女平等や性の多様性の観点から適切であるように努める。」と書いています。「継続」としてはありますが、「充実」でもいいかもしれません。

それから10番です。四次計画では、生活指導や進路指導、名前は一緒ですけれども、「進路指導における人権教育推進上の課題について」という「人権教育」という言葉が新しく入っているところが違うところです。

それから11番、発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施、これも事業名としては同じですけれども、内容に、「人権教育の視点に立った性に関する適正な指導」ということで、「人権」という言葉を入れているところが変更点です。

12番は新規です。先ほど触れましたが、性教育とか性の多様性、デートDVなど、男女平等推進センターから、学校や保育園に出向いていく事業ということで新たに設けております。

26ページです。網かけがありませんが、現状と課題の下から2行目、「そのため、学校において決まりやルール等が男女平等や性の多様性の観点から適切であるよう常に常に留意し、必要に応じて内容を見直すことが大切です。」と入れています。

28ページ、13番です。講座や、情報誌発行について、情報発信及び啓発という形でまとめました。

15番、性の多様性の理解に向けた取組で、「性の多様性理解のための職員ガイドブック」をつくりましたので、それを活用するというので、四次計画では12番、LGBTやSOGIの理解に向けた取組でしたが、「性の多様性の理解に向けた」と言葉を少し整理し、新しく作ったガイドブックを活用することを書いています。「継続」にしていますが、「充実」としても良いかもしれません。

16番、17番は再掲になります。

基本目標Iについては以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、基本目標Iの19ページから28ページまで、御指摘等がありましたらお願いいたします。委員さんからは、目標Iに関して提案が出ています。

【会長】 順番に行きましょうか。では、まず、19ページの課題とか方向性に関

してはいかがでしょうか。現状については、意識調査等のデータを使ってもらっています。それから方向性については情報誌の利用、これは「まなこ」と具体的に入っていますけど、別のところではSNS等も含めてということに入っています。具体的な事業に関しても、21ページ等に載っています。意識啓発に関しては、こんな辺りでしょうか。ほかに何か、事業の提案等がございましたら、寄せていただいて結構です。22ページは、今度、教育のほうですが、学校だけではないということで取ってあります。外部講師等の利用というあたりも入っております、23ページですね。

25ページが、具体的な事業、人権というのを大分前面に出していただいています。それから、25ページの施策の12が新しく加わった出前講座ということです。

施策(3)が性の多様性を理解し尊重する意識づくりで、委員は、人権教育の推進で、市と市民、事業者等に向けては、おのおのが自分らしく活躍できるようにというのを入れたらどうかと、そういう御提案です。施策の方向性ですね、26ページの下の方ですけど。

【委員】 23ページの現状と課題の下から3行目、「外部講師による学ぶ機会を設けることも検討する必要があります」というところです。検討しないで、「設ける必要があります」と書くことは難しいでしょうか。

【委員】 「ことも検討する」といったら、きっと、しないんだろうなと受け取りかねないので。

【会長】 「ことも必要です」でどうでしょう、断言してしまってもいいんじゃないかしらね。「設けることも必要です」でいいかと思います。

【委員】 はい。

【会長】 ほか、いかがでしょう。

【委員】 それと、25ページ、11番。「発達の段階」というのはずっと続いている言葉なので、新しい言葉に変えてはいかがでしょうか。「質の高い包括的な性に関する指導の実施」など、難しいですか。

【会長】 いかがでしょうか。ここら辺は目標のⅢでもまた出てきますけど。

【委員】 委員も書いています。

【会長】 一律じゃないし、個々の事情に応じたとか、いろいろありますからね。結局、性に関する適正な指導を行うよう周知徹底する、内容はこんな感じでいいかと思えますけど。包括的とは。

【委員】 いろいろな要素を全部包み込んだという意味です。

【会長】 ということですね。本当はきめ細かいというか、質の高いということでもいいんでしょうけど、やっぱり、個別の子供たちの事情に沿ったというあたりが大事かと思うんですが、どうでしょう。

【委員】 発達の段階を踏まえた性に関する包括的な。

【会長】 包括的な性の指導の。

【委員】 質の高い。

【会長】 「質の高い」は入れるか入れないか別にしても。

【委員】 はい。「包括的な性に関する指導の実施」。

【会長】 どうでしょう。

【委員】 おっしゃりたいことは非常に分かるんですけども、学校教育という教室の中で児童あるいは生徒に指導を行っていくときに、発達の段階を踏まえないというのは、あり得ないことです。

「質の高い」というのは、学校の教員からすると、何をもって「質の高い」というのか、イメージが湧かないところです。

発達の段階や子供の実態あるいは家庭とか地域とかが連携したというところであれば、分からなくはないです。「質の高い包括的な」というところ、おっしゃりたいことは分かるんですけども、それを具体的に、発達の段階や子供や家庭の実態を踏まえた性に関する指導の実施ということであれば、まだイメージは湧くかなと思います。

【会長】 子供や家庭や地域の実態に応じたというのは具体的で、子供の発達、発達の段階よりはイメージしやすいと思いますが、どうでしょうか。

【委員】 発達の段階というのは、いわゆる定型発達というところをベースにして考えられたというプラスアルファ、例えば発達障害があつてとか、認知に遅れがあるといった、その段階を踏まえたという大きなくくりでしょうか。

【委員】 ここでいう発達の段階というのは、定型的な、いわゆる一般的な低学年、中学年、高学年あるいは中学生というところで捉えていただければいいと思いますし、さっきおっしゃっていただいたような特別支援的な要素とか、あるいは特有な何かしらの課題なのか、特性があるのか、そういったところは子供の実態というところになる。

【委員】 個別と合わせたと。分かりました。

【会長】 指導要領的なものより、もう少し広めにとれるということだね。

【委員】 一応、指導要領の範囲の中でもあると思うんですけど。

【会長】 範囲の中でもあるのか。

【委員】 はい。東京都の性の教育の手引などでも、子供の実態とか家庭や地域の実態に応じてということはあるので、そのような書き込みであるならば、取組のイメージは湧きやすいというのがあります。

【会長】 どうでしょう、子供とか家庭の実態とか地域に応じたというのは。

委員さん、どうですか。

【委員】 そうですね、子供の実態が入るといいと思います。次回以降の話にもなってしまうんですが、学習指導要領の発達段階はもう今の子供たちに合っていないので、子供の実態というのが入るのはすごくいいと思います。家庭、地域まで事業名に入るといいのは長いかなというところはあるんですけど。

【会長】 どうだろう。入れてもいいかなと思うけど、長いかな。

【委員】 日本の当たり前ではなくて、世界標準の当たり前に近づきたいなという意識があって、先ほどの文言がいいのではないかなと思ったんです。

【委員】 発達の段階というところは、学校において、やっぱり、かなり大事にしてきているところです。例えば2年生の子たちに、仮にすごくできるからといって、3年生、4年生の学習をやっていこうというのは、ほかの学習内容でも違うと思います。性においてだけ、発達の段階を考えないというのは、学校教育全体を見たときに、難しいと思います。

ただ、先ほどお話しいただいたように、何かしらの課題に対して対応していくということは、実態に応じては必要になってくる場面はあると思いますので、それは書き込んでいただいて、文言が長いのであれば、家庭や地域との連携というところまでは、書かなくても構いませんけど、実際にやるならば、家庭とか地域の理解をいただきながらやらないと難しいというところです。

【会長】 そうですね。その視点さえ持っていていただければ、文言は短めで、子供の実態とか、何だろう、子供の実態に応じた性に関する指導の実施みたいなあたりがまとめどころかもしれません。

【委員】 はい。

【委員】 はい。

【会長】 いいですか。では、発達の段階というのは。

【委員】 残していただいて。

【委員】 2年生と中学生では教育は全く違うということは私も重々理解しておりますので、そこは文言を書くか書かないかということに尽きるかなと思います。

【会長】 実態に即し、実態に応じた、子供の実態に応じたと入れてもらいましょう。地域や家庭とも当然関わるので、そのことは入っているぞということによろしいでしょうか。

【委員】 先日、保育園の保健の先生たちに、プライベートパーツとかゾーンとかの話から、何で性教育が必要なのかという話を、保健の先生たちは医療従事者ではあるので、専門的な話もしながらやりました。中学生、高校生になって急に性の話をしても、自分の体のつくりのことがあまり理解できてないのに、いきなり性感染症の話とか、デートDVの話だったりとか、性の病気の話とかになってしまう前に、自分の体のことを知るとか、相手を大事にする必要があるとかということを経道に小さいときから指導していく必要があるんだよという話をしたら、保育園の先生たちも、だから、2歳、3歳から、お尻の拭き方から始まってと、理解していただけたのを実感しました。

【会長】 なるほど。

【委員】 まさにそれが発達の段階ということだと思うので、何度も言いますけれども、学校教育全体を見たときに、幼稚園から小学校低学年でも、もちろんプライベートゾーンの話もしていきます。そういった段階を追っていくものとして、入れていただきたいです。そのうえで子供の実態という言葉が入るのは構わないと思いますので、併記するのは良いかと思います。

【委員】 そうすると、やっぱり小学校の前から必要になってくるので、「幼稚園」とか「幼児教育」という言葉が入る必要があるのかな。

【委員】 そうですね。

【会長】 これだと小学校になってしまっているからね、小中だからね。

【委員】 保育園の先生方も、お尻の拭き方一つも教え方がよく分からないから始まったので、そういうところから一つずつなのかなとは思いますがね。トイレの使い方も、自分の体のつくりが分かっていると、おしっこが飛んでしまうとか、そういうところにもなってきます。だから、性のことだけではない、生活も全てですよ。そ

こちらから入ってくるのかなと思います。

【委員】 性教育だけに限らず、小学校と幼保小の連携ということは学習指導要領の中でも言われていることですので、「幼児期からの」と入る分には全然構いませんけど。

【会長】 なるほど、入れよう。

【委員】 子供育成課から、教育委員会というんですか、学校につながるように、それこそ切れ目なくやれるのが一番大事なのかなとは思いますが。

【委員】 そうすると、「幼児期から」を入れるのは、「関連させて」と「人権教育」の間ですかね。「小学校での保健、中学校での保健分野などの学習とも関連させて、幼児期からの人権教育の視点に立った性に関する」ですか。でないと、どこに入れるか、入れづらいなと思って今見ていたんですけど。

【会長】 「小学校」の前に機械的に入れればよいというわけでもなさそうだと、この文章だとね。

【委員】 ああ、「学習」が入っていますからね。

【委員】 恐らく、幼稚園要領の中にそういった文言もあると思うので、それに合わせないと、逆に今度、子供育成もやりにくくなるかなと。

【会長】 幼保と「幼児期から」というのをここに盛り込みたいので、少し文章を整えていただいて、指導課だけでなく、もう一部署加わってもらうことになるかもしれないが、どうでしょう。それで、発達の段階を踏まえて、子供の実態に即した性に関する指導みたいな感じで、文言を直してもらいましょうか。「子供の実態に応じた」というのはぜひ入れたいと思いますが。「幼児期」からというのが入るような文章に、「学習」とかが入ってしまっているので、幼児期から学習というわけでもないでしょうから、ちょっとうまく入れていただいて、幼保小中とシームレスにつながるような感じの文言にしていただければと思いますが。関係課と調整いただいて。

【会長】 それでどうでしょう。では、11は少し拡充していただきましょうか。

「継続」というよりも、それこそ「充実」となるかもしれません

【委員】 すみません。

【会長】 はい、お願いします。

【委員】 10番に「生活指導」という言葉が入っているんですけど、内容からは「生活指導」という言葉が消えてしまったんですね。

【会長】 そうね。

【委員】 生活指導って生徒指導とは違う概念で、戦前の民間教育運動から出てきた言葉で、生徒指導よりも生活指導のほうが非常に重要だと思っています。「生徒指導」という言葉を使うんだとすごく驚いたのですが、内容から消えてしまったので、事業名の「生活指導」ってどうしたらいいのかなと思ったところです。

【会長】 なるほど。

【委員】 生活指導は、一般的な生徒指導という形で言われます。全国的には「生徒指導提要」というふうに「生徒指導」という言葉を使っているんですが、東京都は「生活指導」を使っています。ただ、ここに書いている内容は進路指導とかキャリアというところですので、生活指導の中で性に関することというのはなくはないかなと思うんですけども、事業名を進路指導の充実とキャリア教育の推進というところで、多様な生き方というところで、男女関係なくというところとか、そういったところは取り上げてやっていきますので、それは構わないです。

【会長】 取ってしまってもいい。

【委員】 はい。

【会長】 なるほど。まあ、内容のほうに入っていないしね。

【委員】 当然の指導として、生活指導の中というところは。

【会長】 まあ入る、当然、忘れるわけにもいかんわけだが。

【委員】 むしろ、事業として目立たせるという意味であれば、そういった形で。

【会長】 「生徒指導の充実とキャリア」と。どうしましょう。もし入れるんなら、内容にもちょっと盛り込まないといけないのかなということになりませんか。

【委員】 「生活指導の中で、多様な生き方を主体的に考えられるよう、キャリア教育を推進する」というのはどうですか。

【委員】 キャリア教育を推進というのは生活指導だけに限らないので、逆に入ると、狭くて、ちょっと、やる中身が苦しくなるかなというのは。

【会長】 生活指導はもっと広いからね。

【委員】 では冒頭に、「生活指導や進路指導における」はいけますか。

【委員】 そういう形であれば、まあ。

【会長】 うん、そのほうが整合性がとれる。進路指導だけになってしまうと、これもちょっと狭いかなという気もして、「生活指導や進路指導における人権教育」でど

うだろう、盛り込んでしまう。生活指導の中でも人権教育は大事ですよ。

【委員】 「進路指導における進路指導の充実を図る」と不思議な文言になっていますね。「生活指導や進路指導における人権教育推進上の課題について理解と認識を深める取組を充実させる」とかのほうが、すっきりする気はしますけど。

【会長】 そうね。真ん中の「適切な進路指導」のところを取ってしまって、「生活指導や進路指導における人権教育課」と冒頭に持ってきて、どうでしょう。そうすると、事業名を変えなくて済む。それで、内容に生活指導も盛り込むということでしょうか。

9番は、これは研修。8番は、道徳教育、人権教育と。いいか。

ほか、いかがでしょうか。

基本施策3の施策の方向性のところで、委員から、「おのおのが自分らしく活躍できるように」と記載を入れるご意見がありました。ご意見の意図は。

【委員】 人権尊重の立場って、何かネガティブではないですか。

【会長】 はい。

【委員】 それにポジティブなのを、活躍と人権尊重、別に人権尊重だけではない。この人はこうだからこういう配慮をしなきゃいけないというマジョリティー、マイノリティーのことではなく、全ての人自分らしく活躍できるようにという思いで入っています。例えば、発達障害の人は、人権尊重の立場なのか、発達障害の人の強味を生かすのか、強みを生かすとなると、「おのおのが自分らしく活躍できるように」ということで入るかなと感じたんですけど、いかがでしょうか。

【会長】 どうでしょうか。タイトルは、基本施策は性の多様性だよな。

【委員】 では、例えばトランスジェンダーの方の人権を尊重しなければいけないということではなくて、トランスジェンダーの人にも活躍してほしいという視点を織り込みたいなという意図です。

【会長】 どうでしょう。できるよう、またはやらない。全ての人自分らしく活躍、あらゆる人々が、全ての人自分らしく活躍できるよう、人権尊重の立場からみたいな感じかな。

【委員】 不要という御意見だったら、このままでいいと思うんですけども。

【会長】 入れるのなら、全ての人自分らしく活躍できるように、人権尊重の立場から理解を深めるための云々、なくても入れてもいいかと思います。いかがでしょ

うか。

【委員】 委員とか、これは入れたほうがいい、入れてもいい、入れなくていい、3択だとどんな感じでしょうか。

【会長】 委員さん、どう？ 全ての人々が自分で活躍できるよう人権尊重の立場から、活躍、人権尊重ねえ、意見尊重だけで言えば、ネガティブと言われると、まあ、なあ。むしろポジティブな意味での人権尊重となれば、その中にあらゆる人が活躍できるようなのは入っているような気がするけれども、いかがでしょうか。入れてもいい、入れなくていい、あつたほうが少しいい、少し見えやすくなるかもしれない。でも、活躍できるだけが人権尊重とも、全ての人々の人権が尊重されるようなことだよな。活躍しなくてもいいかなと思った、そういう意味ではね。どうだろう。まあ、自己実現ということも入っていれば活躍でもいいんだけど。

【委員】 要らないですかね。

【会長】 なくてもいいかなと思う。

【委員】 この言葉は、一般論で全部、テーマとしては活躍できるという、ここに引用しても、結局、基本的な大きな言葉ですよな。

【会長】 まあ、そうね。

【委員】 ですから、ここでは省いておいても、どこかのテーマとしては。

【会長】 この精神自体はね、全ての人々が活躍できるようなことであるからね。

【委員】 そうそう、もちろん思い起こすときにね、あってもいいかなという。ただ、これは大きなテーマで、あらゆるところに入っているかなと。

【会長】 ここにだけ入れることでもあるまい。全体を貫く話ではあるということだな。オーケー、では、そうさせてもらいましょう。ありがとうございます。では、特に入れなくて、このままいきましょうということですね。

ほか、いかがでしょうか。

学校教育に関してはこのぐらい。あと、性の多様性のところが28ページですね。ここら辺はセンターのお仕事が多いと。あとは指導課のほうで再掲と。

いい感じだと思いますけどね。対象者、市民と事業者、特にないでしょうか、ありましたら、また、御指摘いただきましょう。

それでは、29の基本目標Ⅱに移らせていただきたいと思います。こちらも御意見をいろいろいただいています。

では、事務局から御説明をお願いできますか。

【男女平等推進担当課長】 25ページのところは、事務局として最終的な確認をさせてもらってもよろしいでしょうか。

【会長】 はい。

【男女平等推進担当課長】 すみません。

事業の10番は、事業名はこのまま「生活指導や」で、内容のところに、「生活指導や進路指導における人権教育推進上の課題について理解と認識を深める取組を充実させる。」。

【会長】 うん、それで多様な生き方を。

【男女平等推進担当課長】 続いて「多様な生き方」を。

【会長】 うん、そんな感じでどうでしょう。

【男女平等推進担当課長】 事業の11番は、「発達の段階を踏まえた」のところをどうするかですが。

【委員】 「発達の段階や子供の実態を踏まえた」。

【会長】 それでいいかと思います。内容は、「幼児期から」というのを入れられるように、ちょっと文言を整えていただく。

【男女平等推進担当課長】 幼稚園、保育園等での取組も、それぞれの主管課と確認をした上で、入れる方向でということで調整をいたします。

【会長】 それでは、29ページからお願いします。

【男女平等推進担当課長】 基本施策1のワーク・ライフ・バランスの普及・啓発のところですか。現状と課題で網かけしております。「引き続き男性の家事や育児の参画を促進する、より積極的な啓発」という、これは前回、御意見がございました、「より積極的な啓発」という意味を入れました。

また、その1行下、「労働者が主体的に能力の向上やキャリアの形成に取り組むことで、自らが希望するライフスタイルの実現が図れるよう、事業者や労働者の支援を行うことも必要です。」と、労働者の主体的な取組についても課題として書かせていただきました。

31ページをお願いいたします。事業の番号でいうと18番です。ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施ということで人事課が入っております。現状でも16番に入っていますが、内容としては、市でやっているいい取組があ

れば情報発信をして、例えば時差勤務をやっていますとか、そういうことも人事で提供していこうということで普及・啓発に入れております。

それから、19番です。男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進の事業番号19番は、男性の子育てを支援する講座などはやるんですけど、今まで自主グループの支援を行うとあったんですが、自主グループの支援を行うとなっている自主グループがないということが現状ありまして、その部分は取りました。もちろん、自主グループがあれば支援をしていきますが、ないということですので、そこを取らせていただきました。

また、20番です。四次計画では「家族介護支援事業の拡充」だったものが、所管課の意向で「家族介護支援の推進」となっております。

男性の地域参加へのきっかけづくりはほぼ同じです。「お父さんお帰りなさいパーティー」といった具体的事業名が入っていましたが、これは地域支援が社会福祉協議会の支援という形で間接的に関わってはいますが、市の事業ではなく社会福祉協議会の事業ということもあり、具体的な事業名は書かないようにいたしました。

四次計画でPTA活動への男性の参加促進という事業がありましたが、生涯学習スポーツ課としては、PTAにもかなり男性も参加していただいている状況になっているというところで、事業としては終了するとしています。

32ページをお願いします。職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進で、こちらも網かけのところ、この間、御意見をいろいろいただいたところです。「市内の事業所は、従業員10人未満の事業所が7割を超えており、それらの事業所において、特性に応じて取組が進むよう支援していく必要があります。」と、大企業や市役所など、大きな事業所と同じようなレベルでできるかという難しいし、事業の性質によってもいろいろあるというところがございますので、このような書き方にいたしました。

34ページをお願いいたします。四次計画では、管財課の取組として、総合評価方式を検討してきたものが、導入できましたので、終了といたしました。

23番、24番も、若干、文言は変わっていますが、内容としては同じです。

25番は「男性の育児休業の取得促進」だったものが、「妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援」に名称が変わりました。男性だけではなくて、男女共にという視点で書いています。男性の育休取得率が88%を超えて、進んだのは良いけれど、内容はどれくらい取れているのかというお話がありました。長くて1年程度、半分ぐらい

の方は1か月未満でした。女性はみんな1年ですが、男性は短いというのは出ています。男性の育休取得に対して精神的なサポートも必要なのではないかというようなお話もありまして、ここは「両立に対する不安の軽減」という文言で入っています。

四次計画で、27番は、タイムマネジメント力の向上という一つ事業があり、それから四次計画でもう一つは働き方の見直し・促進という事業がありました。既存の制度を使いながら働き方を変えていく、見直していくというのが26番。27番は、時差勤務とか、テレワークとか、新たな取組みを柔軟な働き方の検討ということでまとめているようです。27番は充実となっています。

35ページをお願いいたします。子育て及び介護支援の充実で網かけをしたところ、介護については、介護人材の高齢化が課題となっているというお話がございましたので、課題として入れております。

前回、保育園は待機児童はゼロになったけれども、学童に入れない子どもが出ていくというご指摘がございました。主管課に確認したところ、全国的にはそういう課題が出てきているけれども、武蔵野市では学童は皆入れているということでしたので、課題としては記載いたしませんでした。

37ページです。30番は、子育てひろば、ファミリー・サポート・センターに関すること、産前・産後のヘルパーの関連で、四次計画では3つだったものをまとめています。

33番は新規です。保育園の待機児童解消に関する取組に替えて、保育の質の向上に向けた取組を新しく記載しています。

38ページは同じですが、36番の介護人材の確保と育成で、「R e スタート支援金を継続して実施する」と記載しています。一度、介護の仕事を離れた方が、また介護の仕事を始めるときに、支援金を出す制度です。

38番はダブルケア・トリプルケアへの支援です。四次計画では、「介護や育児の担い手を支える取組を検討する」とありましたが、施策（2）は介護支援施策の充実ですので、育児に関連するものは外しました。

それから、四次計画の40番に、介護、保険、医療、福祉の連携というものがありました。こちらは医療関係者と介護保険サービス事業者との情報提供の仕組みを整備したり連携強化する内容でしたが、男女平等との関係性がかなり間接的になるということで、事業としては、もちろん所管では進めて行きますが、この計画からは外しま

した。

39ページです。あらゆる分野における女性活躍の推進で、現状と課題の下から8行目あたり、網かけがありませんが、「本市では、地域コミュニティーにおいて、多くの女性が活躍しています」と入れました。コミュニティー協議会は全部で16ありますが、代表者は男性が8人、女性が8人と半々で、副代表は6～7割が女性だということです。地域では女性が活躍しているという現状があるのでこのように書いています。

網かけのところです。「防災活動における女性の参画を促進し、実際に避難所を開設した他自治体の経験等にも学びながら多様な視点で災害対策を進める必要がある」。避難所で性暴力や被害が起こっている現状があるということは書いたほうがいいのではないかというご意見がありました。課題があったところもそうですし、良いところも、他自治体の経験等に学ぶという文章にいたしました。

40ページの準備中となっているところは、図表等を入れていく予定です。

41ページです。施策の(1)政策・方針決定の場への女性の参画の促進です。これは東京都のクォータ制の書き方を参考にして、50%ではなくて、男女いずれの性も40%以上とするという書き方にしました。これには性的マイノリティーの方への配慮の意図もあります。

41番、女性職員の活躍の推進は、四次計画の45番では女性管理職の登用の推進というような書き方でしたが、女性職員のキャリア形成を支援して、キャリアロスを防止するといった内容になっています。区分は充実としています。

施策(2)女性の再就職支援・企業支援については、43番です。事業名は同じですが、内容の上から4行目、「スキルを身につけるための講座等の情報を提供する」。再就職の情報とか支援だけではなくて、スキル向上の支援について入れています。

42ページ、女性の地域活動・防災活動への参画促進、45番は、もともとは地域リーダーの育成ということで、地域福祉活動の地域ファシリテーター養成講座などが入っていましたが、地域での女性の活躍といったときに、まず、コミュニティというものを考えなければいけないというところで、このようにしております。ただし、コミュニティで女性リーダーの育成が課題かというのと、もう十分に活躍している、むしろ男性も活躍してほしいということもあり、「コミュニティー等において、男女が共に主体的・積極的に参画できるよう、男女平等に関する啓発とか情報提供を行う。」とい

たしました。区分は新規です。

基本目標Ⅱについては以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、ワーク・ライフ・バランス、22ページから、改めて検討してみたいと思います。ワーク・ライフ・バランス等はいかがでしょうか。幾つか実施されたので、落としたものもあり、自主グループはないしとか、PTAの男性参画は増えているしとか、やめたものもあります。

これも御意見を伺っていますね。現状と課題で、委員さんから、家庭内での家事や育児の協働の促進みたいなのは入れたらどうかという提案ですが、このまま見ていけば、「引き続き男性の家事や育児の参画を促進する、より積極的な啓発」と書いてありますけど、そこに「家事、育児の協働を促進する積極的な啓発」とありますけど、手前にあるからな。「家事や育児の参画を促進するより積極的な啓発」で、これはこれでいいかなと思いますけど、どうでしょう。

【委員】 その意図についてです。委員に伺ってみたいんですけども、今のニュアンスだと、相変わらず、男性は家事をお手伝いに聞こえるんです。

【会長】 お手伝いに聞こえるよね、確かにね。

【委員】 だから、対等なパートナーとして、協働するというニュアンスを入れていきたいという思いで、この提案をしています。

【会長】 家庭責任って男にもあるからね。

【委員】 おっしゃるとおりですよ。

【会長】 もうちょっと強調しますか。

【委員】 どういう文言がいいかですよ。

【会長】 素直に読めば、参画の促進で十分、お手伝いでなく、主体ですよという意味に取れなくもないが、強調するのは構わないと思いますが。「引き続き」とあるけど、今までやってきたといえはやってきたんだろうけど。男性の家事、育児の参画を促進する、より積極的な啓発を促進し、家庭内での家事や育児の協働を促進するより積極的な、この文例だと促進、促進がダブってしまっているけど。

【委員】 ちょっとよろしいですか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 前は家事・育児・介護と入っているんですが、ここのところは。

【会長】 介護は、上は子育て・介護・地域活動へと書いてあるから、介護も要るんじゃないかな。

【委員】 それこそ協働で、力仕事は男性ではないんだけど。

【会長】 まさに介護離職もあるし、家事や育児や、家事・育児・介護と並べてしまうか。

【委員】 例えば、「引き続き、男性の家事・育児・介護の参画や協働を促進する」はどうですか。

【会長】 うん、入れようか。参画というのは参加ではないんだよね。サルトル風に言うとアンガジュマンだから。積極的といえば積極的だけど、参加に思うだろうな。

【委員】 あるいはそこに「主体的な」を入れるか。

【会長】 「主体的な参画」ないし「共働」とあってもいいと思う、共に働くのね。あってもいいと思いますけど、まあ、より強調しようか、共に働く、協力して働く。「参画や協働を促進する」と入れようか、せっかくだから。介護も入れてもらいましょう。「より積極的な啓発を行う」などでどうでしょうか。

【委員】 協働はいいですね。

【会長】 うん。自ら希望するライフスタイルの実現を図れるよう、事業者や労働者の支援を行うことも必要でいいよね。参画や協力して働く。

施策の方向性に関しても提案いただいている、各世代の男性でなく、人々ではないかと。となると、人々にすると、その下がね。

男性向け講座、男性の主体的な子育て・介護・地域活動。男性と、これはワーク・ライフ・バランスでしょう。男性の家事・育児・介護参加が本人のワーク・ライフ・バランスにもなるし、女性のワーク・ライフ・バランスも助けるということだよな。

【男女平等推進担当課長】 31ページの施策（2）で男性の子育て・介護・地域活動、男性のくくりがありまして、男性が子育てひろばでとか、中高生リーダーが子供に接することとか、このとり学級で男性も一緒に育児とか、全部、男性への政策をまとめる部分があるのでという頭出しです。29ページの政策の方向性は。

【委員】 つまり、この施策の方向性の前半が施策（1）に当たるということですね。施策（2）が後半の3行ということですね。

【男女平等推進担当課長】 つくりとしては。

【会長】 ということだな。うん、なるほどね。上が施策（1）、下が施策（2）に

対応と。まあ、それならこれでもいいかな。あえて男性向け講座が入っていますよね。均等な負担の軽減を目指す、そのとおりだけどね。まあ、これでもいいかなと思うけど、どうでしょうか。各世代の男性が、ライフステージに応じというのは、そうなのかな。個性と能力を生かすことができるように、男性の地域参加へのきっかけづくりを支援するなど、子育て・介護・地域活動への参画促進、うん、まあ、これでどうかなと思う。何か御意見ありますか。この施策の方向性、一応2つあって、施策と一応整合性は持っているという感じになりますが、どうでしょう。

【委員】 これが強くていいかなと思います。各世代の男性で。

【会長】 うん。

【委員】 次にいったときは違ってくるのか分からないんだけど。

【会長】 各世代の人々がとかなるかもしれないけれども、まず、男かなという感じはあるよな。施策（2）は、まさに男の問題だし。

【会長】 では、このままでどうでしょうか。

31ページは、まあ、いいかな。人事課が入りました。どうでしょうかね。

基本施策2も、市内の事業所の実態がちょっとここら辺、具体的に書かれています。

特定事業主行動計画を策定して云々で、超過勤務の縮減等の取組というあたりだね。ここら辺を委員は少し具体的に、優先順位づけとか、終了時間の制限とか、効率化に努めるとあります。取組を進める、何か効率化みたいなのはちょっと入ってもいいかなと思うけどね。超過勤務の縮減等の取組や効率化を進めるなど、モデル事業所としての役所の取組を推進とかね。効率化とか、そこら辺のことは入れてもらってもいいかもしれません、施策の方向性のところ。

【委員】 では、この方向性は、「特定事業主行動計画を策定して、思い切った業務効率化に努め、職員の超過勤務の」と続きますか。その前のとっても具体的な「職員の業務内容の適切な優先順位づけや会議開催や終了時間の制限」のほうはカットしてと。

【会長】 ここまでは要らないか。「思い切った」も要らないのではないかな。「効率化に努め」はあったほうがいいと思うけど。

【委員】 となると、「特定事業主行動計画を策定して、業務の効率化に努め」ですか。

【会長】 そうだね、そんな感じだね。「業務の効率化に努め、職員の超過勤務の縮

減等の取組を進めるなど」でどうだろう。「効率化に努め」は入れましょう、ぜひ。

【委員】 では、「策定して、業務の効率化に努め」でいいですか。

【会長】 結構です。あとは、市は市役所モデル事業所だぞ、いいね。子育て及び介護支援が35ページです。待機児童ゼロだし、学童は全部入っているからいいだろうということでカットしてあります。あとは文言整理ですかね。37ページは、大分余剰なものを取って整理していただいたという感じですかね。今言ったように、待機児童はいなくなったし、学童も入れているから、質の向上だろうということで33番が新規で入っています。介護・子育て支援は大分充実しているかなと思いますけど、何かありましたら御指摘いただけますか。

【委員】 38ページの施策の38番ですけど、これはヤングケアラーとか、そういう方たちも含まれるということですか。

【会長】 うん、そういうニュアンスだと思います。

これ、その言葉はあったほうがいいような気もするけど、どうだろう？ 僕も説明を聞いていて、「子と親」とか「子と自分の親と配偶者の関係」、よく分からなくて、ヤングケアラーだろうなと思ったんだけど、その言葉は。昨年、一昨年あたりの審議会でヤングケアラーの問題は話し合われましたが、その言葉を使ってもいいのか、使わないほうがいいのか。まあ、ヤングケアラーだけではないんだけど。

【委員】 想定されているのは、子育てをしているけど、介護もしている。

【会長】 そういうあれか。

【委員】 想定ですね。

【会長】 そうかそうか、ヤングケアラーまで入らないのか。そういうことか。それでダブルケア・トリプルケアなんだね、そういうことだね。で、介護離職防止だもん。だから、38はヤングケアラーは入りませんね。

どうだろう、ほかにどこか入るところはないですか、ヤングケアラーの問題。まあ、これは女性とかだけの問題でもなく、男の子も女の子も関わることですけれど。子育て支援、介護支援だけではないよな。困難を抱えるあたりとかならね。

【男女平等推進担当課長】 福祉の計画ではよいとしても、ヤングケアラーという問題が男女平等にどう関係するのか、なぜ男女平等の計画に入れるのか。

【会長】 男の子もいるからな。

【会長】 どうでしょう。決して武蔵野市が忘れていないわけではないわけだからね。

どうする？ 欲しくはあるが、入れなくてもいい？

【委員】 ヤングケアラーについては、基本的にはもう別の部署で手当てされているんですよ。

【委員】 指導課も関係しますが、子供育成課とか、子ども政策課とか、子どもに関わるところで、ヤングケアラーに関しての調査や、どういうふうにケアしていくとか、あとは実際の対応についての取組は進めているので、あえて男女平等の計画に入れなくても良いのではないかと思います。

【委員】 無理やり入れることもないですね。

【会長】 入れることもない。ヤングケアラーがジェンダーだけの問題ではないというところはあるからね。

【会長】 いいですかね、どうでしょうかね。

【委員】 今、ちょうど子供施策のほうも、第一次子どもプランの策定もしてしまっていて、そっちでもヤングケアラーは話題として上がっていますので、そちらにお任せいただけるのであれば、それでもいいかとは思いますが。

【会長】 分かりました。御指摘いただいた委員さんはどう？ いい？

【委員】 はい、それを今知れたので、ありがとうございます。

【会長】 市としての取組はあるということで、無理して入れなくてもいいか。ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

ダブルケア・トリプルケアというのはそういうことだね。

それから、女性活躍推進、39ページに関しましてはいかがでしょうか。あるいは41ページあたり。大体こんな感じかな。災害の問題は入っているし、コミュニティーはむしろ女性のほうが多いぐらいだから、リーダーとかでなく、男性も参加できるようにというのが入っているところがみそですね。

それから、ごめんなさい、40%以上とするで、50%にしなかったのはLGBTQのことも考えてということで、もう一つ説明いただけますか。

【男女平等推進担当課長】 例えば、いずれの性も40%以上というのは、60対40が想定されますが、40、40でも良い。残り20%は余地があるということで、男女だけではないという自認の人も含める余地があります。

【会長】 なるほどね。まあ、一つの考え方ですかね。

【委員】 防災のところで、女性の参画ということがすごくうたわれています。で

も結局は意思決定の場というか、防災会議の中の女性割合が17.9%というか、そこがやっぱりすごく問題があると思っているので、参画ではなくて、決定の場に女性が先ほど40%というか、どこかにそこを入れたほうが分かりやすいのかなと、どこに入れるか分からないんですけども。参画というのと、意思決定の場に女性がというのは、ちょっと意味合いが違うのかなという感じがするんですけども。

【会長】 これは何、17.9%でさらなる女性の参画がというのは、17%より増やせと、そういう意味ですね。

【委員】 はい。

【会長】 だよ、この文章はね。

【委員】 というふうに、「課題」と書いてあるんですけども、実際の個別の施策には、その辺が書いていない。「参画」ということはしっかり書いてあるんですけども、そこに何かもう一つ積極的な。

【会長】 施策(3)の45、40、46ダッシュみたいなのが欲しいということだね。しかも、これも防災課が市に向けての訓練だものな。もうちょっと何とかならないかね。

【男女平等推進担当課長】 そこも含めての40番で、今、40%以上というところは、結局、防災だけではなくて、いろいろな会議体も含めて、防災のところだけに入れるのではなくて、40番にはそれも含めて考えています。

【会長】 それは分かるんだけどね。

【委員】 分かっているんですけど、もう少し積極的に、ほかのところはすごく女性割合が高いんですけども、防災のところはとっても低いので、ここはずっと問題になっていたと思うので、今回の第五次の計画では、そこを具体的にもう少し推したほうがいいのかと思っております。

【会長】 40の中に埋没してしまうのではなく、47番あたりに一つぐらい設けてもいいのかな。防災会議の女性の比率のアップ。

【委員】 では、市が設計する各種委員会、特に防災委員会とか、この中に防災委員会のことを入れる余地はありますか。特に。

【会長】 40の中にね。

【委員】 ここに防災委員会というのを特出しできるかということですね。

【委員】 これ、「審議会等」と書いてある、「等」の中に多分入っているんだけど、

すごく分かりにくい。

【会長】 ちょっと特出ししたくもあるよね。ほかには、女性の比率が低いのは、多分、都市計画とか、建築とか、そういうのも女性の比率は低いと思うんだけど。

【委員】 コミュニティ協議会で副代表は女性が多いとお話していましたが、代表は男性という感じではないですか。

【男女平等推進担当課長】 16のコミュニティー協議会のうち、女性の代表が8人、男性の代表が8人と同数です。

【会長】 コミュニティーのほうはね。審議会等はまだ会長は男性ばかりなんだろうけど、コミュニティー等に関しては女性がもう多いぐらい。

【男女平等推進担当部長】 感覚的ですけど、地域性が出る感じがあって、男性がトップのほうがかうまくいくみたいな地域があるのも現状だと思っています。

【委員】 何か、そこを変えていきたい。

【男女平等推進担当部長】 実際には女性主体で動かしているけれども、組織体としては、やっぱり、トップは何となく男性という地域はあるのかなと。

【委員】 女性は下で、きちんとやる、実際にやると。

【会長】 実働部隊ね。

【委員】 それでトップはそうではないみたいになってしまうというところもあるのかな。

【男女平等推進担当部長】 そのほうがうまくいくという地域も実際あるのかなとは思いますが。

【会長】 なので、「地域リーダーの育成」というのを落としてしまったのも、もったいない気もしないでもないんだが。

【委員】 今思いついたのは、46番で、地域防災への女性の参画だけではなくて、例えば、地域防災の女性リーダーの育成とか、何かそういう文言を入れるといいかな。

【会長】 欲しいところですね。

【委員】 では、「避難所の運営等における男女平等の推進を図るため、女性リーダーの育成と女性の視点を取り入れた避難所運営手引きの作成や訓練を実施する」はできますか。

【会長】 「育成し」だな。「育成し、女性の視点を取り入れた」と。うん、どうだろうね。

【委員】 これで収まりますね。

【会長】 はい、収まりますよね。「女性のリーダーを育成し、女性の視点を取り入れた避難所等の」と。いいのではないかね、そんなので。「継続」でなく「充実」、「拡充」とかでいいと思う。「充実」か。

【委員】 取りあえず、増やしてほしい。文言に書くのも大事ですけど、40%に増やしてほしいと、とても思っています。

【会長】 そういう意味では審議会のほうをちょっと特出しできるか。

【委員】 ここも何か、「審議会等」の「等」に全部入ってしまうので、ここを何かもう一工夫、駄目ですかね。計画の基本理念の3に、意思決定の前の平等な参画とうたってあります。

【会長】 なので、あんまり、埋没してしまうのもあれなので、少し強調したくはありますね。

【委員】 はい、少し強調したい。

【会長】 少し検討いただけませんか。46に入れるか、何かもう一つ、例えば47にして、40の再掲をここにするか、同じか。女性リーダーを育成だと、これまた、審議会等が含まれるかどうか分からなくなってしまうので、やっぱり審議会等にも女性の委員を増やしたいというのをちょっと形にしたいところはあるかもしれませんが、どうでしょうか、ちょっと検討いただけますか。

【男女平等推進担当課長】 主管課もありますので、どんな書き方ができるか、どんなことがやっていけるか、少し話をしてみたいと思います。

【会長】 では、目標ⅠとⅡはご議論いただきました。ほかに何かありますか。それでは、本日の第5回武蔵野市男女平等推進審議会、これにて閉会したいと思います。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。